水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例等の一部改正について (概要)

<「亜鉛含有量に係る排水基準の見直し及びほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて」(平成 19 年 11 月 30 日 大阪府環境審議会答申)に基づ〈改正>

亜鉛含有量に係る排水基準の見直しについて

環境基準の設定 (H15.11.5環境省告示第123号)

目的:有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生育環境の保護

区分:生活環境の保全に関する環境基準

水域	類型 ^{注)}	基準値(全亜鉛濃度の年平均値)	
河川	生物A		
	生物特A	0.03 mg/L以下	
	生物B	0.03 mg/L 以下	
	生物特B		
海域	生物A	0.02 mg/L以下	
	生物特A	0.01 mg/L以下	



排水基準を定める省令(H18.11.10改正) (根拠:水質汚濁防止法第3条第1項)

亜鉛含有量に係る許容限度 2 mg/L

適用対象: 1日当たりの平均的な排出水の量が 50 ㎡以上である 特定事業場()の排出水

電気めっき施設等の法対象の特定施設を設置する事業場が対象

ただし、以下に係る事業場については、暫定排水基準として 5 mg/L を適用(5年間)

金属鉱業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業(ソーダ工業等 を除く)表面処理鋼材製造業、非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金 属第2次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業(表面処理を 行うものに限る。)、溶融めっき業、電気めっき業、下水道業(一定の 条件に該当するもの)

> 新設事業場 平成18年12月11日から適用 既設事業場 平成19年6月11日から適用

水質規制部会を設置し、部会において検討

H19.10.2~H19.11.1 パブリックコメント手続き実施

H19.11.30 環境審議会に水質規制部会審議結果を報告

答申 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例(上乗せ条例)の改正公布 H20.3.28

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正公布

考え方1:これまでの排水基準が適用されている日平均排水量30㎡以上の事業場への適用について検討する。

考え方2:府域の事業場の排水実態を踏まえ、必要に応じて暫定基準の設定も検討する。

考え方3:基準が強化される既設事業場には、猶予期間を設ける。

|上 乗 せ 条 例 (平成20年3月28日改正)

法対象事業場 (特定事業場)に対し、上乗せ条例により法の排水基準に代えて適用する厳しい排水基準を規定

適用対象: 1日当たりの平均的な排出水の量が30㎡以上である特定事業場の排出水

排水基準值:

	旧条例(~H20.3.31)	新条例(H20.4.1~)
上乗せ排水基準	5 mg/L	2 mg/L
暫定排水基準	設定なし	電気めっき業 5 mg/L (H25.3.31までの5年間)

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成20年3月31日改正)

法対象事業場 (特定事業場) 以外で、条例で規定する事業場 (届出事業場 ()) に適用する排水基準を規定 食料品製造業、化学工業、金属製品製造業の用に供する洗浄施設等の届出施設を設置する事業場

適用対象:1日当たりの平均的な排出水の量が30㎡以上である届出事業場の排出水

排水基準值:

	旧規則(~H20.3.31)	新規則(H20.4.1~)
排水基準	5 mg/L	2 mg/L

新排水基準に係る経過措置

既設事業場については、H20.9.30までの6か月間は適用を猶予(旧排水基準を引き続き適用)

河川生物A イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 河川生物 B コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域

海域生物A 水生生物の生息する水域

生物 A、生物 Bの水域のうち、各水域に係る水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直しについて

ほう素等3項目に係る排水基準と経過

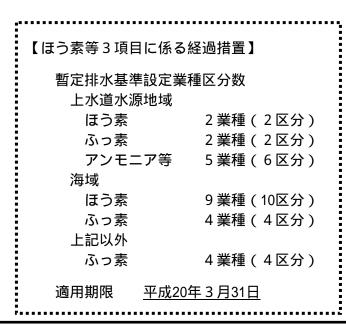
平成13年7月 国は、水質汚濁防止法に基づき、ほう素等3項目に一律排水基準を設定、ただし、直ちに一律排水基準を達成することが著しく困難な業種に暫定排水基準を設定 暫定排水基準を平成16年7月、平成19年7月に改正し、現在21業種に設定(適用期間は平成19年7月1日~平成22年6月30日)

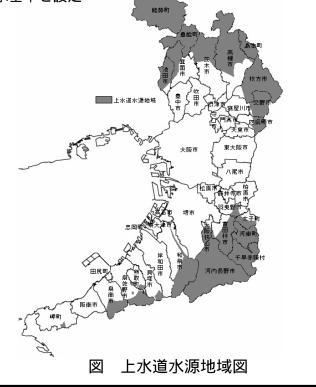
平成14年3月 府は、水質汚濁防止法に基づく排水基準設定を受けて上乗せ条例等を改正し、上乗せ排水基準、生活環境保全条例の排水基準を設定

平成17年4月に暫定排水基準を改正し、現行の暫定排水基準は平成20年3月31日で適用期限を迎えた ただし、一部業種に暫定排水基準を設定

【ほう麦等3項目に係る法及び条例に基づく一律排水基準】

はフ系守り項目に係る法及び未別に奉フトー律排小奉件】					
項目			排水基準		<参考>
			水質汚濁 防 止 法	上乗せ条例及び 生活環境保全条例	環境基準
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域 に排出されるもの	上水道水源地域	10mg/L	1mg/L	1mg/L
		その他の地域			
	海域に排出されるもの		230mg/L	10mg/L	
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域 に排出されるもの	上水道水源地域	8mg/L	0.8mg/L	0.8mg/L
		その他の地域			
	海域に排出されるもの		15mg/L		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物		上水道水源地域	100mg/L	10mg/L	研酸性窒素及び 亜硝酸性窒素として
及び硝酸化合	物	その他の地域	roomg/ L		型明酸性至系として 10mg/L







- 考え方1:上水道水源地域については、上水道水 源保護の観点から上乗せ基準の適用を検討 する。
- 考え方2:海域については、ほう素及びふっ素の 環境基準は適用されないが、人為的な排出に よる海域の濃度上昇を抑制するため、陸域と 同様の基準を適用する。
- 考え方3:上水道水源地域及び海域を除く公共用 水域については、一定の水準を保ちつつ、法 と同様の基準を適用する。
- 考え方4:生活環境保全条例に基づく届出事業場 に適用する暫定排水基準については、法に基 づく特定事業場と同様の基準を設定する。
- 考え方5:今回設定する暫定排水基準について は、一定の適用期間を設定して、適切な見直 しを行う。

上乗せ条例及び生活環境保全条例に基づく排水基準に係る経過措置 (適用期間: H20.4.1~H23.3.31)

上乗せ条例に基づく暫定排水基準

上水道水源地域

項目	業種(既設)		適用される排水基準(mg/L)		備考
			H20.3.31まで	H20.4.1から	M '5
ほう素	電気めっき	業	1 0	2	
はノ糸	ほう酸製造業		1 0	(1)	暫定排水基準を設
ふっ素	電気めっき業		8	(0.8)	定せず、括弧内に
かり糸	旅館業	旅館業		1 5	示す上乗せ基準を 適用する。
	畜産農業		900	900	週用する。
アンモニア等	食料品 製造業	日平均排水量30㎡以上のもの	1 0 0	4 0	
		日平均排水量30㎡未満のもの		1 0 0	
	金属製品 製造業	日平均排水量30㎡以上のもの	1 0 0	2 5	
		日平均排水量30㎡未満のもの		1 0 0	
	下水道業		2 5	2 0	
	し尿処分業	化学処理を行うもの	1 0 0	3 0	
		化学処理を行うものを除く。	3 0	2 0	

海域

ほう素 : 9業種(10区分)

・ほう酸製造業

100mg/L 80mg/L ・他の8業種(9区分)

現行基準を延長して適用

ふっ素 : 4業種(4区分) 現行基準を延長して適用

上水道水源地域・海域以外 ふっ素 : 4業種(4区分) 現行基準を延長して適用

生活環境保全条例に基づく暫定排水基準 法や上乗せ条例に基づく暫定排水基準の見直しに合わせ、20業種21区分で強化

上水道水源地域の見直し 上水用の原水の取水がなくなった1地域(茨木市内の佐保川の上流域)について対象から除外